

<氏の変更許可>

1 概要

やむを得ない事情によって、戸籍の氏を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

なお、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭者又はその配偶者を除く。）で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

2 申立人（申立てができる人）

戸籍の筆頭者及びその配偶者

父又は母が外国人である者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

3 申立先

申立人の住所地の家庭裁判所

申立人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(申立人の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

申立人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 84円切手×4枚 10円切手×1枚 1,089円分切手×1組 (夫婦による申立ての場合・・・ 84円切手×4枚 10円切手×2枚 1,089円分切手×2組)	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	

④	次ページ「氏の変更許可申立ての際に必要な添付書類」に該当のもの	
---	---------------------------------	--

- ※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）

氏の変更許可申立ての際に必要な添付書類

- 1 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内に発行されたもの）
- 2 氏の変更の理由を証する資料
 - a 婚氏続称（離婚後も婚姻中の氏を使い続けること）や縁氏続称（養子離縁後も縁組中の氏を使い続けること）をした申立人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ることが求められる場合に、婚姻前（養子縁組前）の申立人の戸籍（除籍，改製原戸籍）から現在の戸籍までの全ての謄本の提出をしていただくことがあります。
 - b 離婚や配偶者の死亡により復氏をした申立人が婚姻中の氏に戻ることが求められる場合に、婚姻中の戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本の提出をしていただくことがあります。
 - c 外国人の配偶者の氏（又は通称氏）への変更や外国人の父又は母の氏への変更の場合に、その住民票写しの提出をしていただくことがあります。
- 3 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書（筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨が記載され、日付，署名，押印のある書類。ウェブサイトに掲載のものをご利用ください。）

※ 事案によっては、この他の資料の提出をお願いすることがあります。